

中世ヨーロッパ世界の統一と分化

渡 邊 金 一

- 一 中世ヨーロッパ世界の統一性とその内容
- 二 中世ヨーロッパ世界の分化の發端とその展開
 1. 十字軍以前 (a) (b) まで 前前號 (c) (d) が本號)
 2. 十字軍以降 (次號)

(c) 「テマ (Thema)」制度

いままでのべてきたすべての點にもまさって同時代の西ヨーロッパ封建社會にくらべてのビザンツの特色をいふのが、十世紀に完成をみるにいたるその國家行政制度「テマ」制度である。そしてこの問題についても、戦後今日にいたるまでの研究の出發點をかたちづくつたのは G. Ostrogorski であつた。すなわちかれはその *Gesch. des byz. Staates* 1952, S. 78—80 において、「テマ」制度はヘラクレイオス帝 (610—641) によつてベルシア

大遠征に先立つ六二二年にまず小アジアに創設されたこと、軍指令官ストラテゴスが麾下軍團の移駐地區の民政をもつかさどるたてまえのこの制度は、いままでのデオクレティアヌス・コンスタンティヌス體制との訣別を意味し、その結果として屬州行政の簡素化、機能化、軍事化が將來されたこと、ヘラクレイオスを創始者として (アルメニアコン、アナトリコン、オブシキオン、海軍の四テマタについて)、十世紀のマケドニア王朝のもとで帝國全土をおおう組織となつたこのテマ制度を基礎にビザンツの勢威は安泰たり、同制度の凋落とともに、はじめてビザンツ國家の没落が開始すること、を説いたのである。さらに Ostrogorski 説において注意しなければならぬ點は、この國家行政改革が國家の土地政策と不可分の一體をなしていたとするその主張である。つまり

かれは、移駐軍團の兵士には軍事保有地 (*στρατιωτικὰ κτήματα*) が設定、指定された、とするのである。そしてこの土地政策の結果として、自由小土地所有の廣般な普及という、古代末期およびビザンツ初期にくらべてのビザンツ中期の社會構造上の大變化が生じた、と結んだのである。

ところで以上の Ostrogorski 説には、あるいは屬州行政組織としての「テマ」制度の成立時期の點で、あるいはその土地制度的側面の點で、種々の疑問が挿まれるにいたっている。このような Ostrogorski 批判はつきのように三轉をみたことなげきよう。

第一の時期は、N. H. Baynes, A. Pertusi の兩人が Ostrogorski 批判者としてあらわれ、その間 W. Enslin もこの論争にくわり、Ostrogorski もこの批判にこたえて自説の擁護のためになった時期である。そのさい問題の焦點をかたちづつたのは、ヘラクレイオス帝をほたして「テマ」制度の創始者とみとむべきや否やという點であり、したがってこの點での基本的史料である九世紀所屬の Theophanes および十世紀所屬の Konstantinos Porphyrogenetos, De thematibus の關係記事を

どう解釋するかをめぐって意見がたたかわされた。この経過については、すでにわたくしじしん報告をおこなったところであるし、⁽⁶⁰⁾ さつきんでは J. Karayannopoulos もその「テマ」制度研究においておかれているので、⁽⁶¹⁾ ここではその詳細にたちいることをやめただ一言するにとどめたい。そこで Theophanes における *θεμα* とつう言葉の使用法 (なかに *α. 6113*) に *θεμα* とつう語を七世紀 Theophanes が九世紀の “the natural geographical term” (Baynes) である *θεμα* とつう語を七世紀の歴史敘述にもちこんだという批判にこたえて、Ostrogorski は、Theophanes によって七世紀の記述にちりして用いられた同時代史料自體がすでに *θεμα* という語をつかっていたと反駁する。つまりわたくしたちにとっては、この對立にたいして是非を下すための決定的なきめ手がないのである。また Konstantinos Porphyrogenetos の記事 (praef. 12f.; II 17f.) に *θεμα* の皇帝記述家の書きぶりは、わたくしたちがそこから同制度の創始者としてのヘラクレイオス帝を讀みとること、ないしそれを否定することも自由であるほど無限定的なのである。

このように一種の手づまりにおちいつた研究に新しい局面の展開をはかったのが F. Dölger の *θεία* とらう言葉にたいする etymologisch な考證であり、ここに戦後の「テーマ」制度研究は第二の時期にはいることとなる⁽⁶¹⁾。この論考の意味するところの重大さについては註(59)の拙稿ですでに説きおよんだところであるし、註(60)の J. Karayannopoulos の論文にもおなじような評價がみられるのであるが、Dölger の研究の劃期性はつぎのように要約できるとおもふ。

すなわち、Ostrogorski は、もともと軍隊の一單位にたいする呼稱であった *θεία* の語が、つづつてこの軍隊にわりあてられた移駐地域そのもの、つまり行政地區を意味するようになったと説いたが、ではこの *θεία* という言葉はそもそもなぜ軍隊の一單位を意味するようになったのかの段になると、かれは、この言葉が Gesetztes — Niedergelassenes — Angesiedeltes の意味をあらわし、屬州に移駐させられるにふれた軍隊が *θεία* とよばれた、とらうのである。(G. Ostrogorski, *Die wirtschaftlichen und sozialen Entwicklungsvorgänge des byzantinischen Reiches*. VSWG. 22 (1929) 130。) 1) 646 年

θεία の語義を軍隊の屬州への定住とかかわらせる Ostrogorski の “Ansidelungs”-Theorie と基本的に おなじ見解にたつて、*θεία* とらう言葉を etymologisch に考察したのが St. Kyriakides や A. Pertusi や あつた。前者は *θεία* が本来「營舎」を意味したと解⁽⁶²⁾、後者はこの語が《deposito》を、そしてつづつには「軍隊が召集され、武器を付與され、訓練に服する場所」を意味するようになったと解したのである。ところがこの St. Kyriakides の “Kasernen”-Theorie や A. Pertusi の “Versammlungsplatz”-Theorie はそれぞれ 缺點を有する (cf. F. Dölger, a. a. O., S. 193——J. Karayannopoulos, a. a. O., S. 474—5) うえ、なかんずくべきの事實、すなわち Theophanes が *θεία* の語を使用するところの史料であるとともに、九世紀所屬の史料のうちこの語をもつる唯一のものであるところの事實、すなわち Theophanes にあつて五十箇處にあつてもみられるところの *θεία* は、そのほとんどが「軍隊」を意味して、「行政組織」の意味にあつては七七一一年の記事 (… ἄρθρα μοναχῶν καὶ μονάστριων τοῦς ἐπὶ τὸ *θεία* τῶν Θαρσίων ὄντας…) 1) 497 年 2) 507 年 3) 517 年

は八〇二年の記事（… τὸν θεμάτων τοῖς ἀρχοῦρας καὶ κτήτορας…）において、例外的にもちいられているにすぎないという事實⁶⁴を説明できないのである。ところで P. Dölgert はこのような史料の在り方を充分にそれとして納得させることができるような新しい解釋をとった。つまりかれは *thema-thesis* の動詞形である *themazein* を定住 (*hinlegen, lagern* など) *deponieren*) の意味にではなく、文書作成 (*festssetzen, protokollieren*) の意味に解し、つまり、*thema* の語を官房内部で用いられたところの、文書作成を意味する専門用語と解し、つづいてこの *thema* の語は、このような行爲によって作成された文書——その文書に記載された軍隊——この軍隊が移駐した行政地區、をつぎつぎに意味するようになったと説いたのである。

ともかくもこの Dölgert の論考の結果、Ostrogorski がいとも簡単にのべたところの、「軍隊の一單位にたいしてひろく用いられていた *thema* という名稱の、この單位にわりあてられた移住領域への轉用」が、實はきわめてながい歴史の経過のうちに徐々に進行したこと、したがって「テマ」制度そのものも徐々に形成されていった

こと、と考へなければならぬことになった。しかしながら Dölgert 説のこれにもまさる貢獻はつぎの點にあるとおもう。それはもしかれの説をコンセンサスにしておしすめたばあいには、従來「テマ」制度の考察にさいして暗黙裡に前提とされていた「定住」が當制度そのものとは少くとも直接にはなんらのかかわりもたないこと、換言するならば、「テマ」制度は兵士への軍事保有地の割當てとはなんら直接にかかわりをもたないという結論が得られないということである。そして事實 J. Karayannopoulos の註 (60) の論文は Dölgert 説にせいながら、この結論に到達したし、他方全く別の角度からではあるが P. Lemerle も註 (50) の土地制度研究において、この結論を裏書きするような軍事保有地分析をおこなったのであった。ここに「テマ」制度研究は第三の時期をむかえる。否、もはや「テマ」制度研究とは別箇のものとして軍事保有地をあつかう獨立の研究がはじまるのである。⁶⁴

史料的にみれば、法的に嚴密な規定づけをもつ土地所有上獨自の一カテゴリーとしての軍事保有地 (*στρατιωτικὰ κτήματα* など) *στρατιωτικόν*) は十世紀

の新法ではじめて言及をみるにいたるといふ事實、このうごかすことのできない事實のうえにたつて、しかもこの事實をビザンツにおける土地制度史の全體のなかでどう位置づけてみるか。これが J. Karayannopoulos および P. Lemerle がひとしく窮極の課題とするところである。

Karayannopoulos は、「テマ」制度が「行政制度」として最終的な姿をとるのは八世紀末 (Theophanes の七一年の記事における「行政制度」としての「テマ」へのさいしょの言及) および九世紀初頭 (九世紀前半のアラビア側史料におけるビザンツの十三のテマタの指摘) であることを説くとともに、「行政制度」としての「テマ」制度がこのように徐々の過程のうちに次第に形成されていったことの當然のあらわれとして、同制度を基本づける特徴としての軍事指令官による民政の兼掌や、大軍事管區の設立の事例がすでに古代末期以來しばしばみられることの指摘におよぶ。また Ostrogorski の説くように「テマ」制度の導入にともなつて傭兵制が國民皆兵制にとつてかわられたのではなく、前者から後者へのきりかえのうごきはすでに五世紀の初めに手がけられ、六

世紀の後半に完成をみている、と考える。そして最後に Karayannopoulos は、いまわたしたちがもんだいとしている軍事保有地の問題にはいる。かれによれば、このような「行政制度」としての「テマ」制度とは全く別個・獨立のものとして《*stratōrotoria*》の制度があり、その起原もまたはるか古代末期にさかのぼる。ところで古代末期の法典にあらわれたところの、邊境屯田兵 (limitanei) の土地・軍事奉仕義務を賦課されて戦争捕虜に移譲された土地、古兵および現役兵の土地、などの軍人保有地は、邊境屯田兵のばあいをのぞいてははじめはその處分が自由であり、後代においても、八世紀の《*Ecloga*》および八—十世紀の《*Nomos Stratiotikos*》に徴して、この事情に變化をみなかった。ところでこの軍事保有地は、九四五—九五九年の間に發布をみた Konstantinos Porphyrogenetos の一新法 (JGR. Coll. III. Nov. 8 (II. 262 ff. || Zepos, Jus I. 223 ff.)) によつて、兵士の裝備費をつぐなうに必要な限度まで移讓禁止措置をこうむるにいたつた。そしてそれと同時に《*stratōrotoria*》の登録制がはじまつた。以上のような Karayannopoulos は、「行政制度」としての「テマ」制度ともな

(47) 學 界 展 望

じく、それとは別箇の《*ορπαρωροφία*》の制度もまた
はるか前代から個有の發展をとげつつ九ないし十世紀の
後の時代に歴史的な重要性をおびるにいたった、と解釋す
るのである。

P. Lemerle もまたビザンツにおける軍事保有地の制
度の發端を古代末期の *castellani* および *limitanei* の
土地所有に、その終點を十世紀の一連の新法、なかんず
く *Konstantinos Porphyrogenetos* のさきの新法にお
く。ただしかれのばあいその考察の重點は、十世紀にお
いて軍事保有地が立法者の關心をひくほど重要な意味を
もつようになったのはなぜかという點にある。この問題
にたいするかれの解答はつぎのようである。すなわち、
九・十世紀に先立つ時代には過去のたんなる殘存にすぎ
なかつたこの制度は九・十世紀の時代になると、「テマ」
地區で徵集され、ストラテীগスに指揮される軍隊の徵
兵、扶養、武裝を容易化するためにこの兵士扶養を土地
所有とむすびつけようとする國家側での財政的配慮を擬
として、それまでとはその在り方をまったくかえるにい
たる。そのような配慮の對象となりうる土地はしだいに
固定化し、兵士の武裝・扶養費とその義務を負擔すべき

土地の一定額との間にはある種のバランスができてあ
る。そして一般の土地所有權ならば蒙らないですむ制限
をうけなければならぬとともに、他方私的の所有權一般
ならば與り得ないところの特權を享受することができる
獨特の土地所有が社會的にクリスタリゼーションをみせ
てくる。このような土地所有を《*ορπαρωρικὴ κτηματο*
τα》として法的に確定づけたさいしよの立法こそ、さき
の *Konstantinos Porphyrogenetos* の新法にほかなら
ない。この《*ορπαρωρικὴ κτηματο*》の起原としては二
つのばあいが考えられる。その一は國家が國有地上に、
特定の義務の附隨した土地を設定するばあいであり、い
ま一つは土地所有者がその私有地をないしその一部を
《*ορπαρωρικὴ κτηματο*》として國家の土地臺帳上で登
録がえするばあいである。さてこの種の土地が負つた特
定の義務としての《*ορπαρωρικὴ*》であるが、その内容は馬
具と武裝とをつけた馬を提供するとともに、騎兵を武裝
させ、戰場において扶養することである。この《*ορπα*
ρωρικὴ》義務が附隨した土地の所有者が《*ορπαρωρικὸς*》で
あり、したがってこの《*ορπαρωρικὸς*》はかならずしも現
實に戰場におもむく戰闘員《*ορπαρωρικὸς*》であるこ

とを要しない。わたくしたちに不明なこの制度の初期においては、おそらく兩者間に一致性がみられたかもしれないが、この制度が完成をみた曉にあってはそのような一致性は消滅した。またこの軍事保有地が當時の軍制上ではたした役割についてであるが、この種の土地によって維持された兵士はテマの軍隊中のごく一部であり、國家がその財政収入をもって直接に兵士を扶養するというのがあくまでもたてまえであった。以上が P. Lemerle があたえるところの、十世紀において《στρατιωτικὰ κτήματα》がなぜ問題化したか、という問いにたいする解答である。

さいごにわたくしたちが注意しておかなければならない點は、このおなじ《στρατιωτικὰ》が十世紀の文書上で《θρησκευτικὸς χαρακτήρας》および《ἐκκλησιαστικὸς τοῦ διοικήσεως》と相並んであらわれるという現象から P. Lemerle がよみとるところの意味である。G. Ostrogorski がこの「國家農民」に下した解釋からひきおこされた學界での論争については本稿でもすでにふれたが、P. Lemerle は、村落共同體への所屬性から脱落して國有地に歸した荒蕪地 (κράσιματα) ——そしてこのやうな土地の發生

こそ、Lemerle によればビザンツ中期の村落共同體の崩壞の端的なあらわれなのである——に國家が特定の義務と代償に設定した農民、したがって共同體の仲介をはさまずに個人として個人的に直接に國家に關係し、國家への從屬性が一般村民のばあいとくらべてことのほかつよいといふ點で、一致性をもつところの農民の獨自の「カテゴリー」をこれら三種の農民にみるのである。

《στρατιωτικὰ》の身分や、《στρατιωτικὰ》と《στρατιωτικὸν κτήματιον》との區別などについては、また論證の餘地をのこしているけれども、從來ほとんどそれとして問題とされることのなかつたビザンツ中期の軍事保有地にあたり、一つの解釋を提唱し、その可能性を史料を駆使して徹底的にとらつてゐる點で、Lemerle の貢獻は大きいといわなければならぬ。

- (9) 拙稿「*ΘΕΜΑ*」制度成立の時期をめぐる論争の現況」史學雜誌第六十五篇第十號 (mein Bericht: *Geographischer Stand der Themenproblematik. Historical Journal of Japan*. 1955 Oct. S. 61—79)
- (10) J. Karayannopoulos, *Contribution au problème des "thèmes" byzantins*. Extrait de l'*Hellénisme Contemporain*. Deuxième série, tome X, 1956. Athènes. 455

—502—

- (19) F. Dölger, *Zur Ableitung des byzantinischen Verwaltungsterminus ΘΕΜΑ Historia* 4 (1955) 189—198.
- (20) St. Kyriakides, *Περί τῆς θεμᾶς ἐπιφανοῦς εἰς τὴν ἠγιατάου τῆς ὑπερμεταρῆς ἡμερολογίας*. *Ερ. Βοτ.* 27. 23 (1953) 392—394. 443 Id., *Προσθήκη εἰς τὰ περὶ τῆς ἐπιφανολογίας καὶ ἠγιατάου τῆς βυζαντινῆς λ. «Θέμα»*. *Ελληνικά* 13 (1954) 339.
- (21) A. Pertusi, *Nuova ipotesi sull'origine dei «tema» bizantini*. *Aevum* 28 (1954) 126—150.
- (22) 著者の舊來の *θέμα* 解釋に關する研究もいざなみされぬ。Ostrogorskiij の “Ansidelung” — Theorie 27 St. Kyriakides の “Kaserne” — Theorie 443 A. Pertusi の “Versammlungsplatz” — Theorie 27 の一種の結合で *θεμελιον* の H. W. Haussig, *Anfänge der Themenordnung*. (= F. Altheim-R. Stieh, *Finanzgeschichte der Spätantike*, Frankfurt/M. 1957) 82—114. の「冬季陣營」説 (“Winterquartier” — Theorie) がそれである。すなわちかれによれば、遊牧民族(具體的にはトラキアを侵入目標としたアヴァール族)のビザンツ帝國領内への侵入は、がらして秋・冬季におこったので、それに對抗して軍隊の冬季陣營を指定しこれを堅固にし、かつそこに居住の兵士に土地を割當てなければならなくなった。そしてその結果として、およびそれと平行しておこなわれた個々の軍隊の指令官への財政的權限の移讓の結果として、「テーマ」制度が

成立をみた、という。かれはこの自説を裏付ける實例として、ランゴバルド族が移住した際のイタリアのはあいをひきあいらだす。そしてこのイタリアでは兵士に指定するたゞめ皇帝御料地だけでは不足だったので、教會所領および私領が *emphyteusis* 方式で兵士に附與された、と説く。しかしながらいの Haussig 説がよくむ種々の問題性について、J. Karayannopoulos が適切な指摘をおこなつた(B. Z. 50 (1957) 475—8)。すなわち、最初の「テーマ」は小アジア地區で成立をみるのであって、「ヨーロッパ地區においてはなく、しかもそこではアヴァール族とはちがってスラヴ軍は春・夏季に戰鬪行爲を行つた」と、トラキアでは冬季陣營の「固定化」はおこつておらず、反對に冬季陣營はヘラクレイア、フィリッポポリス、アドリアノポリス、アンキアロス、オデッソス、トミナと轉々と場所をかへてゐること、兵士がその指定地を *ius emphyteuticum* として有した西方のはあいは逆に東方においては、兵士とその保有地にたいする權利は本來無制限なものであり、十世紀においてはじめて軍事保有地の一部が賣却禁止の措置をうけたこと、Haussig が引用するイタリアの事例は、古來の *limitanei* の制度の延長にすぎないこと、以上が Karayannopoulos の指摘する主要な點である。

㉑ 中世ヨーロッパ世界の

理念的秩序と現實

わたくしたちはいままで中世ヨーロッパ世界の統一性を基本前提としつつ、しかもなおそこに認めざるを得ない東西两部分の分化の諸相を、最近のビザンツ研究をかえりみることよってあとづけてきた。ところで興味あることにはこのおなじ最近のビザンツ研究の結果として、民族移動を機として現出した東西それぞれの部分におけるあらたな政治情勢が、かえってこの兩部のあいだに政治理念の上で不斷の交互反應をひきおこし、またその結果としてこれら兩部分をライヴァルの關係 (Rivalität) においたことがわかつたのである。そのいみにおいても、中世ヨーロッパ世界の理念的政治構造を、皇帝權 (しかもこのばあい内容として普通考えられているのは、二つではなくただ一つの、西方のそれにすぎない) と教皇權とに二つの中心をもつ隋圓形だとするかんがえは、それがあまりにも内容空虚な固定觀念であるかぎりにおいては、ヨーロッパ中世世界独自の "arcana imperii" をそれとして、そのあるがままの姿でとらえるものとは言いがたいであろう。そうではなくていまやヨーロッパ中世の政治理念史は、あくまでもコンスタンティヌス大帝のローマ的・キリスト教的皇帝理念を出発點と

しなければならぬ。そしてそのわくのなから、そこからの解放を目指すものとして、したがって現實にはこの皇帝理念の現實の繼承者であるところの政治勢力ビザンツとの對決を通じて、西ヨーロッパで成立して行くところの、一方でローマ的傳統から自由なカール大帝の *hegemoniales Kaisertum* が、および他方において (コンスタンティヌス大帝の皇帝理念における *Oberpatriarch* としての皇帝のかわりに) 教皇を *Oberkaiser* として理論づけてゆこうとする (しかし *Universalismus* であることにおいてはコンスタンティヌス大帝の皇帝理念と共通の性格をもつローマ的) 教皇廳側の皇帝理念が考察の對象とならなければならない。さらにはまた、カール大帝につづくルドヴィックと敬虔王のもとでの教皇廳的皇帝理念への決定的轉換、スタウフエン王朝のコンラッド三世およびフリードリッヒ一世によるローマ的傳統から自由な皇帝理念への復歸、そしてふたたびハインリッヒ六世およびフリードリッヒ二世の *Universalismus* への歸結、という西ヨーロッパにおける政治理念の發展と形成の歴史もまた、ビザンツがうけついだローマ的・キリスト教的皇帝理念およびローマ教皇廳側の皇

帝理念を顧慮しなかつたばあいには、けつして眞に理解できるものとはならないであろう。そこで以下の敘述においては、(イ)ビザンツにそのままのかたちでうけつがれたコンスタンティヌス大帝のローマ的・キリスト教的皇帝理念の特異な構造、(ロ)カール大帝の八〇〇年の戴冠を機として中世ヨーロッパ東西兩帝國のあいだにうまれた Rivalität の歴史(いわゆる *Zweikaiserproblem*)の二點にかんする最近の *Byzantinistik* の成果を展望したい。そしてそれがまた、十字軍以前のヨーロッパ東西兩部分の關係がどれほど解明されたかを課題とする本稿のエピローグにふさわしいとおもう。

(イ) ビザンツの皇帝理念

コンスタンティヌス大帝のもとで最終的に確立され、爾後ビザンツ帝國をその政治的全生命をつらぬいて規定づけることになったローマ的キリスト教的な世界皇帝理念とは *J. Döbner* のことばをかりれば、キリスト教の終末論的歴史哲學に根ざしたつぎのようなものである。すなわち、「皇帝アウグストゥスは神意によって、世界 (*Orbis kumene*) をまさにキリスト降誕のそのときに、ローマ帝國として統一化することに達成した。そこで使徒たち

の傳道のための、およびすべての意見對立に終止符をうつべきキリスト教という眞理の啓示のための、政治的なわくが成立した。つづいて三百年後にコンスタンティヌス大帝があらわれ、この世の唯一の支配者として、天からの奇蹟のおかげでキリストのおしえをローマ帝國のなかに植えつけ、したがって全世界を包括するローマ的・キリスト教的帝國をキリストの在す天の帝國の不完全な模像として、人類をキリストの再來までまとめあげておく地上のさいごの帝國として、つくり上げたのである。このようにしてできあがった地上の帝國において地上の *Basileus, avropokratap* は「天の *havgavarietis, havgavropokratap* の模像として、ただ一人しかありえず、人間について一切の、つまり世俗的のみならず精神的な事項をも主導する権限をもっている。 *Basileus* の臣民である「ローマ人」(*Romaioi*)は、天の秩序の模像としてのローマ的・キリスト教的法律の平和のうちに、および唯一の最高者である皇帝が任命したところの、そして天上のヒエラルキーを範として段階づけられたところの役人の指導のもとに、生活をおくる。」これに反して「ローマ人」の帝國のわくのそとにたつところの「エトネー」(*εθνη*)

は「野蠻人」であり、たまたま神の世界計畫によつて、世界支配を任ぜられた者の實際の權限下にはなくとも、法的にはこの世界支配者の臣民である。以上がローマ的・キリスト教的皇帝理念の内容であるが、ローマ帝國の西半部では、ビザンツ帝國のばあいのようにこの皇帝理念がそのまま繼承されてゆくべく、現實はあまりにも苛酷であつた。そしてまさに西半部のこの苦惱こそ西方の人々をして、自分たちにこの世の悲惨さにたいするなぐさめを與えてくれるべき超驗的な回答へとほしらせることになつた。アウグスティヌスの「神國論」、オロシウスの「異教徒駁論」、サルヴィアヌスの「神の支配について」などの、構想力豊かな歴史・國家哲學は、實はこのような西方の情況を背景としてきざきあげられていたのである。これに反してビザンツ帝國では、皇帝・國家理念を理論づけようとする努力は、後に言及の E. Barker の書物がしめすように、その歴史を一貫してたどりうるのであるが、すくなくとも西方的な形ではおこなわれず、コンスタンティヌス大帝において成立をみた上記のローマ的・キリスト教的皇帝理念がそのまま直接にうつがれた。そしてこの理念はビザンツ皇帝

權の構造を規定し、ビザンツのあらゆる國家制度を貫徹し、ビザンツの國際的態度を方向づけることになつたのである。

このビザンツの皇帝・國家理念については、すでに O. Treisinger がその二名著においてするといふ分析をおこなつたあとをうけて、W. Ensslin により神寵 (Gottesgnadentum) 皇帝理念という性格づけをうけて、論じられるにいたつた。⁽⁶⁶⁾ なおこのような「神寵皇帝理念」の古代末期における成立事情、ならびに Ensslin にたいする F. Taeger の批判、については、弓削達の論考がある。⁽⁶⁷⁾ イギリスの政治學者 E. Barker はその著 *From Alexander to Constantine*. Oxford 1956. についで「ビザンツの國家・社會觀の表白とみられるビザンツ作家および法律の英譯撰集をあみ、これに「ビザンツ思想および文學の一般的特色」、およびその歴史的位づけとしての「ビザンツの背景」を考察した序説を付して刊行した。⁽⁶⁸⁾ ところでローマ的・キリスト教的皇帝理念のビザンツへの繼受、いな、ビザンツにおけるそのままの存續、において注意しなければならないのは、すでにのべたところからも明かであるように、「ローマ帝國」とは世界帝國

を、したがって「ローマ人」とはその帝國の市民を意味したということである。したがって、みずからが「ローマ人」であることについてなんらのうたがいをもちなかつたビザンツ人の意識内容においては、自分たちの文化であるギリシア文化、自分たちの言語であるギリシア語がただちに世界帝國としての「ローマ帝國」の文化であり言語であった。反對に「ローマ人」の帝國のわく外に立つ「野蠻人」西ヨーロッパ人の言語ラテン語は、ビザンツ人にとって「野蠻的」な言語と考えられたのである。このようなビザンツ人獨特のスピーオリティ・コンプレックスについては、ながいあいだこの方面についての唯一の研究書であった（しかしビザンツ史料における「野蠻人」ではなく、フランク史料ではじめて九世紀に文化的劣等概念化するにいたった「野蠻人」を追求したところの）J. Jühner, *Hellenen und Barbaren. Aus der Geschichte des griechischen Nationalbewusstseins.* Leipzig 1923. にいまやとってかわるべきものとして R. Lechner の研究があらわれた。⁽⁶⁹⁾ またこのようなビザンツ人の意識から生れるとともにこの意識をかためることになつたところの、「新しいローマ」(Nea Romé) ロンス

タンティノーブルへの (Translatio-Imperii) の考え (第三のローマ・モスクワ) のプロトタイプ)、西ヨーロッパがこれにたいする巻き返しの理論としてもちつたところの古ローマの *Renovatio* の考え、など中世キリスト教世界で大きな役割を演じたローマ理念については、*Prolegomena* の一九三六・七年の舊稿が、新しい脚註を附して一九五三年の論文集におさめられた。⁽⁷⁰⁾

以上のようにビザンツにおいて皇帝の地位は神意によって基礎づけられたものとして絶対的なものであったけれども、それはそのまま王座の安定をいみしない。反對にビザンツで登極した八八人の皇帝のうち、自然死をとげたのは半数以下の三七人にすぎず、三十人が殺害死、三人が災害死、五人が戦死し、十三人が修道院入りして⁽⁷¹⁾いる。ビザンツがこのような、「革命によって緩和された獨裁君主制」(Th. Mommsen) であるゆえんは、ローマ的傳統にそつたビザンツ皇帝權の特異な構造そのものに内在している。なぜならば、神意はもっぱら人民、ないしそれを代表する三つの組織としての元老院、軍隊、デーモス、の聲に顯現化するからである。そしてそれであるからこそこんどは、皇帝の側での自己を超驗的な存

在化しようとする努力が、宮廷での儀式整備に結實されてゆくであらう(たゞきは Alfoidi, *Die Ausgestaltung des monarchischen Zeremoniells am römischen Kaiserhofe*. Mittel. d. Deutsch. Archäol. Institut. Rom. Abt. 49 (1934). — Id., *Insignien und Tracht der römischen Kaiser*. ibid., 50 (1935). の)ときを参照せよ。) J. Karayannopoulos はビザンツ皇帝権のもつこの

ような Dynamik を分析するとともに、その現實の展開をビザンツ初期について跡づけた。⁽⁷²⁾

いまのべた基本觀照からの流出として、ビザンツで皇帝登極にさいし「立憲的」な權能をもっていたのはさいごまで元老院、軍隊、デーモスの三者であり、五世紀以來登極の儀式の恒常的一部分となつたところの、コンスタンティノープル總主教による加冠はあくまでも象徴的なのみ(“die feierliche Besiegelung des Friedens zwischen der aus Gott erfließenden höchsten irdischen Macht und dem Pneuma der Kirche”)をめぐつてことなまつた。⁽⁷³⁾これに反して西ヨーロッパでは、このビザンツ理論とはまったく反對の、皇帝任命權は教皇にありとする理論が、まさにビザンツ皇帝理論への反撃として、ロ

ーマ教皇廳でかたちづくられてゆく。この事情については後段でふれるであらう。

このコンスタンティノープル總主教による加冠とならんで皇帝發極の儀式を構成している塗油および楯上推戴については G. Ostrogorski によつて、これら儀式がはじめて十字軍との接觸を機とし、コンスタンティノープルのラテン皇帝の盛大な戴冠式とはりあうために、一二〇四年にビザンツの登極儀式のなかに導入(ないし復活)——楯上推戴のばあい——された事實が確められた。⁽⁷⁴⁾

以上の加冠、塗油、楯上推戴などの諸儀式をも含めて、ビザンツ皇帝の登極にかかわる手續と儀式一般については、ギリシアの女流史家 Aikaterine Christophilopulu の大著が世に問われたが、⁽⁷⁵⁾さきにもふれたようにビザンツ皇帝理念がどんなに首尾一貫してこの國の制度や儀式を貫いていたかという事情を、この書物でもとりあげられてゐる個々の若干の制度にかんして、明確化してみたといおもう。

ビザンツの對外的態度が、その世界帝國理念の一環としての「ローマ人」と「野蠻人」との對置によつて條件づけられていたことはさきにもふれたが、その一つのあ

らわれとしてビザンツでは、國家等級の體系をつくりあげて、現實の外國の國家や支配者をそのなかに位置づけたり、各國支配者を打って一丸とした架空の一家族を設けてビザンツ皇帝をその家長としたりするところみがくわだてられた。⁽⁷⁶⁾さらにはまた、外國との條約はビザンツでは、皇帝がおこなった恩惠のおごそかな下賜という形態をとった。⁽⁷⁷⁾對内關係においても、ビザンツでは時の必要にせまられて、ことに後代においてはますます前面にあらわれた王朝的關心と相まって、皇帝が共同統治者 (Mikaiser) を任命する慣行が一般化した。しかしながらそのばあいでも、任命者である皇帝のみがひとり神にたいしこの世の代表者として責任を負い、したがって任命した共同者にたいしても絶對的權限をもったのである。⁽⁷⁸⁾そしていままでのべてきたビザンツ皇帝の對外・對内的地位をしめすべく、諸種の皇帝稱號は政府官房によって細心の注意をもって嚴密につかいわけられていた。⁽⁷⁹⁾

わたくしたちはビザンツ皇帝權の獨自の性格として、すでにしばしばふれてきたその對教會關係をさいごに問題としたい。前述のごとくコンスタンティヌスにおいて定まった皇帝理念にあっては、皇帝には教會にたい

する最高支配者としての地位 (Oberkirchenherrlich-keit) が與えられていた。そしてこの地位は、皇帝が Phocas のような強烈な個性に出遭わないかぎり、ビザンツにおいてはなんのゆるぎもみせなかった。A. Michel の指摘のように、皇帝はコンスタンティノープル總主教を、そしてアンティオキがビザンツ帝國内にとどまっていたかぎりには、またその奪回後において、その總主教をも、あるいは形式的に選舉手續をふんで、あるいはそれさえ經ずに、みずから任命し、イエルサレム總主教座の指定權をもまた約定によってみずからに確保しようとしてとめた。またキュプロス、ブルガリア、ロシア、などの新教區にたいする獨立 (autokephala) 教會區としての指定とは、現實には皇帝への直屬指定にはかならず、これら教會區にたいし聖職者を任命するにあたっては、皇帝はコンスタンティノープル總主教に助言をもとめたにすぎない。さらにはまた、「偶像崇拜」に端を發した八世紀におけるローマとのあらしい過程において、皇帝はイリュリアをコンスタンティノープル總主教の管轄下にうつし、オートー諸帝との十世紀における南イタリアでの鬭争にさいしても、皇帝の發意による指令でコンスタン

ティノーブル總主教の管理境界はビザンツ帝國のそれと一致させられた。⁽⁸¹⁾以上で例示したようなビザンツ皇帝の對教會地位をあらゆる角度からながめたものとして、わたくしたちはいまや A. Michel の根本的研究をもつことになつた。⁽⁸²⁾

以上にもふれたように、コンスタンティノーブルをはじめとする總主教の座は、「その香爐をめぐって玉座をつつむ」香爐以上にでなかつた。ローマ教皇たりと見え、決してその例外をなすものでなかつた。なるほど「中世初期のローマ教皇史は東ローマ帝國の、否 Imperium Romanum 一般のわくさはるかに越えてゐる。」⁽⁸³⁾しかしながら同時に、「このローマ教皇權とは、「Imperium Romanum」のなかにおいてその不可缺の一構成部分をなすような存在 (Phänomen) であり、「本来「コンスタンティノーブルの總主教とおなじく(傍點渡邊)ローマ教皇も歴史的にはこの帝國、この帝國の支配」に屬していたのであった。」⁽⁸³⁾それにもかかわらずローマ教皇權は現實にはコンスタンティノーブル總主教のコースをとらなかつた。それがなぜであつたかを理解するためにはわたくしたちは、民族移動を機として出現した西方におけるあら

たな事態に、またそれによつて惹起された中世ヨーロッパ世界じたいの政治構造上での大きな變化に、考察をむけなければならぬ。

(95) O. Treifinger, *Die oströmische Kaiser- und*

Reichsidee nach ihrer Gestaltung im hñfischen Zernennill.

Jena 1938. — Id., *Vom oströmischen Staats- und*

Reichsgedanken, Leipzigiger Vierteljahrschrift für süd-

osteuropa. 4 (1940), 1—25. 上記二著は著者の死後刊行さ

らるゝ出版された (Darmstadt, Hermann Gentner 1956,

XVIII 274 S.)。

(96) W. Ensslin, *Das Gottesgnadentum des autokrati-*

sehen Kaisertums der frühbyzantinischen Zeit, Atti V

Congr. Intern. di Studi. Biz. 1 (1939) 154—166. — 同

435—442. 同著の論旨の詳細な論述は同書の「Id., *Gott-*

kaiser und Kaiser von Gottes Gnaden. [Sitzungsberich-

te Bayer. Akad. d. Wiss., Phil.—Hist. Abt. 1943, 6]

München, Bayer. Akad. d. Wiss. 1943. 143 S. — 同著

Id., *Der Kaiser in der Spätantike*, H. Z. 177 (1954) 449

—468. 同「神龍皇帝理念」の「古代末期」における展開の

種々相を敘述したものである。

(97) 弓削達「神龍帝理念の成立」一橋論叢第四十卷第六號

(T. Yuge, *The Formation of the Idea of "Emperor by*

the Grace of God." *The Hitotsubashi Review* 1958 Dec.

78—86)。

(76) F. Dölger, *Die Familie der Könige im Mittelalter*

(1940) in *Byzanz und die europäische Staatenwelt*. 34

—64. — F. Dölger, *Brüderlichkeit der Fürsten in Th.*

Klauser, *Reallexikon für Antike und Christentum*. II

(1953) 641—46. — cf. *Der Bulgarenherrscher als ge-*

istlicher Sohn des byzantinischen Kaisers, *ibid.* 183—196.

(77) F. Dölger, *Die Kaiserwürde der Byzantiner als*

Ausdruck ihrer politischen Anschauungen (1940) in *By-*

zanz und die europäische Staatenwelt. 9—69.

この著者の著した『カキマン』は、著者の著した

は、外國の不遜行爲を許さざりて承認せしむべきをその

功利的觀點からのみならず、反對に強大のゆるぎを、烈しく

砲火をきかせるべきに、die christliche Heilstheologie

の意義を説き及ぼす。

(78) F. Dölger, *Das byzantinische Mikasertum in den*

Urkunden (1936) in *Byzantinische Diplomatik*. 102—129.

(79) F. Dölger, *Die Entwicklung der byzantinischen Kai-*

sertitulatur und die Datierung von Kaiserdarstellungen

in der byzantinischen Kleinplastik (1953) in *Byzantini-*

sche Diplomatik. 103—151. — cf. J. Karayannopoulos

in *B. Z.* 50 (1957) 471—2. (Besp. von A. Christophi-

lopulu, *Ekkyrj*, etc.)

(80) コンスタンティヌス一世が法律教本草案作成のため八七九年

に設けた二つの委員会がおこなったそれぞれの答申案のうち

が Epanagoge では Procheiros のほかにその章句が継受

されてくるが、同時により整然たる秩序づけがおこなわれ

るとともに、重大な加筆がこゝに皇帝にかんする (*epi*

parallos) 第二章、總主教にかんする (*epi patriarchou*)

第三章、*epi* とはなれどあり、その結果がコンスタン

“Caesarpapismus”ではなく、西方にみられるような

“Zweigewaltenlehre”が展開されるに至ったのである

。その中で Epanagoge の Proimion および問題の第

一章、第三章は、他の作品から知られるコンスタンティヌス

の著したものと一致を示す。この二點を基礎

として J. Scharf は Epanagoge をローマ教皇流の國家・

教會關係をなしたとみる。コンスタンティヌスの (失敗にお

つた) へんは、*epi* の語を大體した。J. Scharf, *Plo-*

tios und die Epanagoge. *B. Z.* 49 (1956) 385—400. cf.

F. Dölger, *Byzanz und die europ. Staatenwelt*. S. 315 f.

Ann. 60; *Id.*, *Byzanz und das Abendland vor den*

Kreuzzügen. S. 82. Ann. 2. — 4. 4. コンスタンティヌス

の著したものと一致を示す。コンスタンティヌスの (失敗にお

つた) へんは、*epi* の語を大體した。J. Scharf, *Plo-*

tios und die Epanagoge. *B. Z.* 49 (1956) 385—400. cf.

F. Dölger, *Byzanz und die europ. Staatenwelt*. S. 315 f.

Ann. 60; *Id.*, *Byzanz und das Abendland vor den*

Kreuzzügen. S. 82. Ann. 2. — 4. 4. コンスタンティヌス

の著したものと一致を示す。コンスタンティヌスの (失敗にお

つた) へんは、*epi* の語を大體した。J. Scharf, *Plo-*

tios und die Epanagoge. *B. Z.* 49 (1956) 385—400. cf.

F. Dölger, *Byzanz und die europ. Staatenwelt*. S. 315 f.

Ann. 60; *Id.*, *Byzanz und das Abendland vor den*

Kreuzzügen. S. 82. Ann. 2. — 4. 4. コンスタンティヌス

の著したものと一致を示す。コンスタンティヌスの (失敗にお

つた) へんは、*epi* の語を大體した。J. Scharf, *Plo-*

tios und die Epanagoge. *B. Z.* 49 (1956) 385—400. cf.

F. Dölger, *Byzanz und die europ. Staatenwelt*. S. 315 f.

Ann. 60; *Id.*, *Byzanz und das Abendland vor den*

Kreuzzügen. S. 82. Ann. 2. — 4. 4. コンスタンティヌス

の著したものと一致を示す。コンスタンティヌスの (失敗にお

つた) へんは、*epi* の語を大體した。J. Scharf, *Plo-*

tios und die Epanagoge. *B. Z.* 49 (1956) 385—400. cf.

F. Dölger, *Byzanz und die europ. Staatenwelt*. S. 315 f.

Ann. 60; *Id.*, *Byzanz und das Abendland vor den*

Kreuzzügen. S. 82. Ann. 2. — 4. 4. コンスタンティヌス

(59) 學界展望

(1956), 1—32. cf. B. Z. 46 (1953) 468; 47 (1954) 237, 483; 48 (1955) 238; 49 (1956) 201—2.

(38) H.-G. Beck in B. Z. 50 (1957) 183—5. (Bespr. von *Geschichte der Päpste von den Anfängen bis zur Mitte des 20. Jahrhunderts*. (Bd. II.) *Die Entfaltung der päpstlichen Machtstellung im frühen Mittelalter von Gregor dem Großen bis zur Mitte des elften Jahrhunderts*, (2. Neubearb. Aufl. München, Kösel-Verlag (1955) 454 S.)

□ 中世における「皇帝権の二元性問題」(Zweikaiserproblem)

四七六年をもって西ヨーロッパではローマの支配権が消滅し、これにかわってゲルマン諸部族國家のモザイクが現出したが、これらの國家の王たちは政治的になわくとして、かれらがいままで住みついてきており、いまやビザンツによって繼承されるにいたったところのローマ世界帝國以外のものを想到することはできなかった。この事情は、ゲルマン世界帝國の皇帝たらんと欲したといわれる東ゴート族の王テオドリッヒ⁽⁸⁴⁾においても、ブルグンド族の王シグスムントにおいても、さらにはテッデベルト、チルデベルト一世、同二世においてもかわりなかつた。さらにはまた、七五四年にロンバルド族からの

れてアルプスを越えたローマ教皇ステファヌス二世によってポンティオンで、ピビンとその三人の息子であるピビン三世、カールマン、カールに *patriciorum Praefectus* の稱號がさづけられたばあいでも、教皇はビザンツ皇帝の代理者としてビザンツ宮廷爵位をさずけたのであって、そのいみではこの事件といえども、チルデリッヒがアナスタシオス帝から *consul* の位をうけた五〇八年の事件の延長にすぎなかつた⁽⁸⁵⁾。

しかしながら F. Döbner も指摘しているように、この七五四年の事件が、教會關係のうえでそのときまでにすでにビザンツと西ヨーロッパとのあいだの交渉がたどってきた経路のゆきつくべき一歸着點だったこともまた否めない事實であつた。

すでにのべたように、その世界皇帝理念にもとづいてビザンツ皇帝は、教會の主人公としての地位を全教會にたいして、したがってローマの司教にたいしても、主張した。しかしながら現實においては、そのおかれた西方のあらたな情況のなかで着々その地歩をかためつつ、ローマ教皇権のビザンツにたいするレジスタンスはしだいに強化されていった。教皇ゲラシオス一世(四九二—六)

は、一〇七七年にグレゴリオス七世によってハインリッヒ四世にたいしカノッサで高らかに宣せられるべき《Zweigewaltenlehre》(“*auctoritas sacraata pontificum et regalis potestas*”)をはじめてうちたす。⁽⁸⁶⁾このおなじ問題は、つづいて七二六年にビザンツ皇帝レオン三世が「偶像破壊」の措置を手をけるにいたったとき同帝とローマ教皇グレゴリウス二世(七一五—三一)とのあいだにかわされた齒に衣をさせない書簡において、一そう大規模に展開してくる。そして同教皇がこの書簡でしめしたところの、北方の未改宗のゲルマン人にむかって——皇帝が保證することのできない——保護をもとめるぞという、ローマ教皇が皇帝にたいしておこなったさびしゅうの、いみぶかい威嚇がその二十餘年後に現實化したものこそ、さきの七五四年の事件にほかならなかったのである。⁽⁸⁷⁾つまりこの事件は、キリスト教世界全體を包含していた政治的な唯一のわくとしてのローマ世界帝國という考えがいぜん存続していたことをしめす一方、それにもかかわらず現實の側では東西間に大きな地すべりが進行中であることをしめすものであったのである。

それから半世紀、西方の諸部族王にたいしいまや事實

上指導者(Hegemon)となったフランク國王は、キリスト教世界のうちにおいてそれにふさわしい名目上の位置づけ、ビザンツとの對等性(Parität)を必要とするようになる。他方七五四年にはいまだビザンツ皇帝の忠實な一臣下として行動したローマ教皇は、いまやランゴバルド族からビザンツ皇帝以上に自己をまもってこれることのできるフランク國王との提携に方針をきりかえる。そして自分をまもってくれたフランク國王をキリスト教の保護者として、その地位をたかめようと目論む一方(《*patricius Romanorum*》の“*Inhaber der Patriki-oswürde im römischen Reiche*”から“*Schutzzert der Stadtrömer*”への意味改變(Umdeutung)をおもえ)、七九七年以來單獨のビザンツ女帝となったイレエネの不安定な地位に着目して、「新ローマ」(Nea Romē)から古ローマへの皇帝權の再移轉(*translatio imperii*)を策する。そしてこのように根本的にことなつた二つの考えが一連の偶然を媒介としてシヨートするものが、八百年のクリスマスにローマの聖ペテロ教會で教皇レオ三世によってフランク王カールにたいしておこなわれた戴冠であった。この事件がビザンツにたいして、ないし當時のキ

リスト教會世界全體にたいしてもっていた劃期性⁽⁸⁸⁾、およびこの事件の展開のうちについて否定しがたい現實となつてしまつたところの、キリスト教世界における皇帝權の二元化、さらには、このビザンツ皇帝權とフランク皇帝權つづいてはドイツ皇帝權との對立關係 (Rivalität) と、この對立關係への第三の要素としてのローマ教皇權の介入、參加。中世ヨーロッパの皇帝理念をめぐる三者間のこの對決こそ、中世ヨーロッパ世界における「皇帝權の二元性問題」(Zweikaiserproblem)として、現在詳細な研究の對象となつている當の問題なのである。

F. Döger は、中世キリスト教世界における對等の地位を要求するフランク帝國と、いぜんとして、世界帝國の理念をすてないビザンツ帝國とのあいだの皇帝稱號をめぐるやりとりが、八一二年のビザンツによるカール大帝への一時的な *Basileus* (ただし *Papjakau* のない) 稱號容認を経て、ルードヴィヒ二世のとき決裂關係にいたる (ルードヴィヒ二世の八七一年の書簡における *Imperator Romanorum*) と *Imperator Graecorum* との對置) までの歴史を中心に、この理念史とからみあつてきた東西兩部の (イリネリア、南イタリアでの) 權

力上および (南スラヴ民族にたいする) 布教上での關係、さらには背景をなしていた文化交流の事實をあとづけ⁽⁸⁹⁾ た。しかしながらなによりも言及しなければならぬのは、八百年から一二〇四年にわたるこの中世ヨーロッパ國家理念史をあとづけた W. Ohnsorge の總合敘述である⁽⁹⁰⁾。そのけっか「ヨーロッパ中世世界」の orbit はきわめて擴大されたものとなり、たとえばオットー一世の戴冠の背後には、ロシアの女君主オルガからの布教要請をめぐる東西兩帝國の Rivalität があつたこと、ドイツ皇帝の東方政策とイタリア政策とは相反する考へではなく、ビザンツの領土擴大への對抗政策としてただひとつの統一的な皇帝理念からコンセクエントに發していること、があらかとなつた。またこの中世ヨーロッパにおける「皇帝權の二元性」の歴史の一つ一つの興味ある局面も、主としてこのおなじ W. Ohnsorge の、その論文集 *Abendland und Byzanz. Gesammelte Aufsätze zur Geschichte des Byzantinisch-abendländischen Bekehrungen und des Kaisertums*. Darmstadt. Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1958. VII, 573 S. Mit IV Taf. におさめられた個別研究によつてあきらかにされた。⁽⁹¹⁾

らにこの論文集には、この東西兩皇帝の *Rivalität* の結果としてビザンツ皇帝がドイツ皇帝に派遣したいくつもの使節にかんする一連の研究もおさめられてゐる⁽⁹²⁾。

このような情況下において、西方は當然のことながら、「その主張した東方の榮譽ある皇帝權との對等性のために、この由緒あるかがやかしい帝位の象徴物をも採用しよう、ないし神聖な傳統にたいする中世的畏敬の對象としての國家制度や最高權威のシンボルをも繼承しよう、と欲した⁽⁹³⁾。」その結果として、キリスト教の東半部と西半部とがいかに密接にむすはれていたかという事實が、文書史料だけをもつてする以上の鮮明さをもつて、これら東西兩部の共通の遺産によつて、さらには政治觀念、教會典禮、美術、の諸領域における東方の影響の傳播の諸事實によつて、わたくしたちにあきらかにされるのである。すでに本稿の冒頭において部分的にふれたこれらの問題、なかならず最近中世學の一焦點をかたちづくるにいたつた *Herrschaftszeichen* なし *Staatssymbolik* の問題⁽⁹⁴⁾、については紙數の關係上ここでたちいることを斷念しなければならぬ。ただ本稿では、この研究領域がいままでかくされている多くの貴重事實を埋藏

してしまつて、しかもこの領域に鶴嘴をいぢりつゝとせんと研究者たちは、J. Déer が P. E. Schramm の大著 *Herrschaftszeichen und Staatssymbolik*. Beiträge zur ihrer Geschichte vom 3. bis zum 16. Jahrhundert. Mit Beiträge verschiedener Verfasser. Bd. 1 [MGH. Schriften, 13.] Stuttgart 1954. XXIV, 376 S. Mit 40 Taf.; Bd. 2 [MGH. Schriften, 13 II] Stuttgart 1955. XVI, S. 377—688. Mit 41—80. Taf.; Bd. 3 [MGH. Schriften, 13 III] Stuttgart 1956. XXIV, S. 689—1165. Mit Taf. A—H u. 81—120. の批判をおいて實證をもつて裏付けているべきの點、すなわち「西方をその *Herrschaftszeichen* および *Staatssymbolik* の點で、本質的には孤立した一單位としてみなすことが不可能である」という點、から出發しなければならぬのである。

おなじく本稿でふれることができないのは、四五一年のカルケドン宗教會議第二八カノンで、いまや皇居の司教座として、「古ローマの皇帝都市が享受するのと同じの榮譽ある權利」(*privilegia*) をゆるされた「第二のローマ」の司教座が⁽⁹⁶⁾、政治上での東西間の關係とからみあ

いつつ、さらに(ビザンツに西方流の Zweigewaltenlehre をもちこもうとはかったばかりではなく)ローマにわってコンスタンティノープルを全キリスト教會の中心たらしめようとしたフォティオス(總主教八五八—八六七、および八七八—八七七)の登場をはさみつつ、ついに一〇五四年にローマ教皇と斷絶するにいたるまでの東方教會の對西方關係の歴史である。

わたくしたちはいままで中世キリスト教世界の東西への分化のあとを、この點についてなされた最近の研究成果をかえりみつつ、追ってきた。しかしながらたといかにこの分化がすすもうとも、ビザンツと西ヨーロッパとはイスラム世界にたいしては、キリスト教世界としてあくまでも統一體をかたちづくるものであった。この間の事情を如實にしめすが、聖ドニのアルヒーフ中に存したところの、現存最古の東ローマ皇帝書簡原本である一パピルスである。この文書の發送者である東ローマ皇帝を、テオフィロス(八四二年一月二十日没)とすべきか、あるいは同帝の子ミカエル三世とすべきかについては、W. Ohnsorge と F. Dölger とのあいだに解釋がわかれるけれども、ともかくもこの書簡によって、アレクシオ

ス一世のビアチエンツァ宗教會議への一〇九五年のよびかけにききだつことすでに二世紀前に、イスラム教徒に對抗するためにキリスト教徒の側で共同戦線結成のくわだてがあったことがあきらかにされたのである。W. Ohnsorge ものべているように、「政治的見地からみるならば、Pirenne 説によって東西兩部分の分化を眞に推進したものとされたところのアラブ人の侵寇がまさに東西兩皇帝權の結合のきづなとして作用したことは、注目すべきことといわなければならない。」(Abendland und Byzanz, S. 33)では地中海をめぐるイスラム世界およびキリスト教世界の雙方の現有海軍勢力は事實どのようであったのか。この點についても、A. R. Lewis および E. Bickhoff、によってわたくしたちの知識は Pirenne の頃とくらべ比較にならないほど豊富化した。⁽¹⁰⁾

九世紀の中葉にくわだてられたこの對イスラム共同戦線の結成のうごきはそれから百年後にふたたび、ロマノス一世とイタリア王フーゴーとの間で、ロマノス一世の失墜(九四四年)後はつづいてコンスタンティノス七世とドイツ國王オットー一世との間で南イタリア防衛のため

にくりかえされた。しかしながら G. Vismara の研究がしめしているように、教皇ヨハネス八世(八七二—八二二)による理論づけのもとに、不信の徒サラセン人になじする Corpus Christi としての連帯感をますますよく感ずるにいたった——南イタリアの小國家群をのぞく——西ヨーロッパと、すではやくから不信の徒と、キリスト教國家を敵にまわしてまで、恒常的な同盟關係をむすぶことをへつに異としなかつたビザンツとの間には、その對イスラム圈態度のうえですでに越えがたい溝が横たわっていたのである。そして十一世紀の末葉に十字軍を機としてビザンツと西ヨーロッパとがあらたな關係にはいったとき、この兩者間のずれはいやが上にも高き一方であった。この事情をわたくしたちは、續稿「中世ヨーロッパ世界の分化の發端とその展開」2、十字軍以降の敘述においてみることになるであらう。(一九五八・二二—二九)

- (75) W. Ensslin, *Theoderich der Grosse*. München F. Bruckmann (1947). 408 S., 17 Taf. 85¢ (なまぐち) 〱 S. 351 ff. (參照)。
 (76) F. Dölgner, *Byzanz und das Abendland vor den*

Kreuzzügen. S. 72 — 《Patricius Romanorum》の解釋を著す F. L. Ganshof, *Notes sur les origines du titre «Patricius Romanorum»* in Mélanges H. Grégoire II (= Annuaire de l'Institut de Philol. et d'Hist. Orient. et Slaves. 10 (1950) 261—282.) 〱 F. Dölgner in B. Z. 45 (1952) 187—190. 〱 のちのちの論争の詳述については、附稿「《Patricius Romanorum》稱號の解釋をめぐる論争」一橋論叢第三十八卷第一號 (mein Bericht; *Über den Titel «Patricius Romanorum»*. The Hitotsubashi Review. 1957 July. 83—90.)

(78) W. Ensslin, *Auctoritas und Potestas. Zur Zweigewaltenlehre des Papstes Gelasius I.* Hist. Jahrb. 74 (1955) 661—668. cf. F. Dvornik, *Pope Gelasius and Emperor Anastasius I.* B. Z. 44 (1951) S. 111—116. — 40, 42 〱 E. Baynes, *Social and Political Thought in Byzantium*. S. 107—9. 85¢ (4)。

もつとも教皇グレゴリオ一世(五九〇—六〇四)とちえども、トラシオヌの Zweigewaltenprinzip を續行し、ビザンツ皇帝と理論闘争をおこなったのではなく、むしろ皇帝との交渉におつて従順で忠實な皇帝の臣として、その實際の行動におつては着實に教會の利益をめぐらした。その結果として、Gregor der Grosse und Eugen Heinrich Fischer, *Gregor der Grosse und Byzanz. Ein Beitrag zur Geschichte der päpstlichen Politik.* Zeitschr. d. Savigny-Stiftung. 67, Kanon. Abt. 36

- (P. Lethelloux) 1941, VII, 487 S. 443 St. Runciman, *The Eastern Schism, A Study of the Papacy and the Eastern Churches during the XIth and XIIIth Centuries*, Oxford, Clarendon Press, 1955. VII, 189 S. 470 471 472 473 A. Michel の *中世西洋史 Humbert und Ke- rullarios*, 2 Bde, Paderborn 1925/30. 2, 107 108 109 408—417; Id. in B. Z. 49 (1956) 135—137. 427 428 429 の問題に 1958年5月10日に物故した「ドイツ研究家」A. Michel の *無類の個別的論文を参照* した 427 428 429.
- (9) F. Dölger, *Der Pariser Papyrus von St. Denis als ältestes Kreuzzugsdokument*. (1950/1) in *Byzantinische Diplomatik*. S. 204—214. 443 Id., *Europas Gestaltung im Spiegel der fränkisch-byzantinischen Ausein- dersetzung des 9. Jhdts. in Byzanz und die europäische Staatenwelt*. S. 329 ff. 41 42 43 44 W. Ohnsorge, *Das Kaiserbündnis von 842—844 gegen die Sarazenen. Datum, Inhalt und politische Bedeutung des "Kaiserbriefes aus St. Denis."* (1955) in *Abendland und Byzanz*. 131—183. 46 47 48 F. Dölger in B. Z. 48 (1955) 467—70. 49 50 51
- (10) F. Dölger, *Byzanz und das Abendland vor den Kreuzzügen*. 86—7, 87 Anm. 1. 443 P. Charanis, *Byzantium, the West and the Origin of the First Crusade*. Byzantium 19 (1949) 17—36. (cf. Id. in *Speculum*, 24 (1949) 93 f.). 42 43 の *無類の論文* P. Lemerle, *Byzance et la croisade*. Relazioni del X Congresso internazionale di Scienze Storiche. Vol. III. Storia del Medioe- vo S. 600 Anm. 3. 6 7 8 9
- (11) A. R. Lewis, *Naval power and trade in the Medi- terranean A. D. 500—1100*. [Princeton Studies in History, 5.] Princeton N. Y., University Press 1951. XII, 271 S. (cf. F. Dölger in B. Z. 46 (1953). 158—162.) —E. Eichhoff, *Seeherrg und Seepolitik zwischen Islam und Abendland bis zum Aufstiege Pisas und Genuas (650—1040)*. Mechanisch vervielfältigte Dissertation Saar- brücken. [Schriften der Universität des Saarlandes.] Saarbrücken 1953. 2 Bl. V, 292 S. Mit 1 Zeichnung und 3 Karten. 4. ; Id., *Byzantinische Wachflotten in Unteritalien im. 10 Jhd.* B. Z. 45 (1952) 340—344. cf. F. Dölger in B. Z. 48 (1955) 389—91. —49 50 51 (附 42 43 44 45 46 47 48) A. M. Fahmy, *Muslim Sea-Power in the Eastern Mediterranean from the Seventh to the Tenth Century*. London, Laisac & Co. 1950. XI, 198 S. cf. B. Z. 45 (1952) 464 465 466 467 468 469 C. A. Alexandris, *La puissance maritime dans l'histoire de l'Empire byzantin*. Athènes 1957, 527 p. (cf. Hélène Bibicon, *Problèmes de la marine byzantine*). Annales. Economies Sociétés Civilisations 13e Année. N°2.

Avril-Juin 1958. S. 327—38.) 著 者 不 詳

(102) G. Vismara. *Impium Foedus. La illicitezza delle alleanze con gli infedeli nella Repubblica Christiana medioevale*. Studi giuridici Urbinati. Milano, A. Giuffrè 1950 S. 107—209. cf. F. Dölgner in B. Z. 43 (1950) 500.
— Id., *Bizanzio e l'Islam. Per la storia trattata tra la cristianità orientale e le potenze musulmane*. Studi giuridici Urbinati. Milano, A. Giuffrè 1950. 106 S. cf. F.

Dölgner in B. Z. 43 (1950) 500—1.

〔後記〕 なかカール大帝の皇帝理念については、カールの意志に反した皇帝の存在というものは、A. Schramm 氏などによつて、知られたいの批判が出た。H. Beumann, *Nomen imperatoris. Studien zur Kaiseridee Karls des Grossen*. H. Z. 185 (1958). 515—549.

(一橋大學助教授)